児童手当制度について

●受給できる方(保護者)

本町に住民登録があり、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を 養育する父母等のうち、生計中心者

- ※児童手当における生計中心者とは、父母等のうち、継続的に所得の多い方になります。
- ※公務員の方は、勤務先での手続きになりますので、上三川町役場では申請できません。

●児童手当の月額(令和3年度)

対象区分	児童手当の額(1人当たりの月額)
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第2子まで) 15,000円(第3子以降※)
中学生	10,000円

※第3子以降とは、高校卒業まで (18歳の誕生日後の最初の3月31日まで) の養育している 児童のうち、3番目以降をいいます。

●所得制限(令和3年度)

生計中心者の所得が下記の所得制限を超える場合は、特別給付として月額一律5,000円を支給します。

扶養親族等の数 (人)	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0	622	833.3
1	660	875.6
2	698	917.8
3	736	960.0
4	774	1002.1
5	812	1042.1



●支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

振込月	6月	10月	2月
支給対象月	2月~5月分	6月~9月分	10月~1月分

●申請について

お子さまが生まれたときや、転出入したときには、15日以内に手続きが必要になります。 届出が遅れた場合、遅れた月分の手当が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●現況届について

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、手当を引き続き受けることができるかを確認する ためのもので、6月上旬に各家庭に郵送します。提出がない場合には、6月分以降の手当が受 けられなくなりますので、ご注意ください。

●申出による徴収

本町では受給者の申出により、児童手当から保育料・学校給食費の徴収を行っています。

※上記については令和3年度の制度内容となります。制度に変更がありましたら、あらためてお知らせします。

▼問い合わせ先=子ども家庭課 子育て係 ☎669130

上三川町 ファミリー・サポート・センター 提供会員・依頼会員を募集しています

◎ファミリー・サポート・センターとは

子育ての援助を受けたい人と、行いたい人が会員になり地域で子育て を支えあう有償のボランティア活動です。

例えば…幼稚園・保育園・習い事への送り迎え・上の子の参観日や遠 足・運動会の時に、下の子をお預かり・・・など

◎会員の条件について

【提供会員】町内に居住している20歳以上の方で、心身ともに健康な方 ※申し込み後に指定する講習の受講が必要です。

【依頼会員】町内に居住または、勤務している方で、生後6か月から小学6年生以下のお子 様の保護者

※興味がある方は、ぜひお問い合わせください。お待ちしております。

保育	月曜日から金曜日の午前7時から午後7時まで	1時間あたり700円
休月	土・日・祝日及び年末年始並びに上記以外の時間帯	1時間あたり800円
送迎	交通費 (自家用車利用時)	1回あたり200円
	公共交通機関、タクシーを使用した場合	実費
食事	食事 (ミルクを含む)の提供をした場合	実費

▼問い合わせ先=子ども家庭課 相談支援係 ☎669137 (ファミリー・サポート・センター事務局)

庁舎西側出入口の通行止めについて

庁舎西側出入口のスロープ設置工事にともない、下記の期間で通行ができなくなります。 ご来庁の際は、庁舎東側の駐車場・出入口をご利用ください。

工事期間中、ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

※庁舎西側の駐車場をご利用の際は、案内看板にしたがい東側出入口を ご利用ください。

▼通行止め期間=3月10日(水)まで

※設置工事の進捗状況により前後する場合があります。

▼問い合わせ先=総務課 管財係 ☎569114





場所= ト=川町 ト=川 4879

生徒募集中

3回の無料体験ができます

体験時間帯(30分)

月水木 午後 3:00~

土 午前10:30~

月 謝:7,500円 入学金: 7.500 円

詳細はお電話ください

問合せ=080-5094-8881

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館又は、イベントを中止することがありますのでご理解願います。